

八王子市被保護者等居宅生活安定化自立支援事業実施要綱

1 目的

この事業は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者及び要保護者（以下「被保護者等」という。）のうち、とりわけ、メンタル的疾患が原因で安定した居宅生活が営めない者に必要な支援を行うことにより、その阻害要因の緩和を図り、被保護者等の自立を助長することを目的とする。

2 支援対象者

被保護者等の中で、メンタル的疾患が原因で安定した居宅生活が営めないと思われる者で、原則として支援の同意が確認できた者とする。

3 支援内容

- (1) 居宅生活を行なっている者のうち、メンタルケアが必要と思われる者で、何らかの事情で医療機関に受診が困難な者、および通院等をしていない者に対して、専門的知識を有する精神保健福祉士等を介し治療に結びつける。
- (2) 医療機関には受診しているが、何らかの理由で精神的に不安定な者に対し相談、助言を行う。
- (3) ひきこもり及び認知症等で社会的自立を阻害されている者に対する生活支援を行う。
- (4) 医療機関退院後において、居宅での安定的生活を営むための支援を必要に応じて行う。
- (5) 上記(1)から(4)の者に対して、面接相談及び家庭訪問等を通じ、必要に応じて医療機関等へ同行するとともに地域の社会資源の利用に向けての相談助言を実施する。

4 事業の委託

この支援は、精神保健福祉の専門性が要求されるため、保健師・看護師・精神保健福祉士・医師等の資格を有する職員を配置している事業者に委託することにより行なう。

5 支援対象者の選定等

- (1) 支援対象者の選定及び支援内容は居宅生活安定化自立支援検討会(以下「検討会」という)で決定する。
- (2) 検討会は、福祉事務所生活自立支援課に置き、課長、主幹、査察指導員、地区担当員及び生活支援員(委託を受けた事業者の職員でこの支援に携わるものをいう。以下「支援員」という。)により構成し、原則として毎月開催する。

6 支援方法

- (1) 地区担当員及び支援員は、自立に向けての支援を行なう旨の説明をし、理解を得ながら対象者に対して面接を行う。
- (2) 支援員は、支援対象者について地区担当員と協議し、支援方針、支援計画を決定する。

7 支援期間

支援期間は、原則6ヶ月以内とする。ただし、今後も支援が必要と認める場合は検討会で決定し、期間を延長することとする。

8 業務報告

支援員は、毎月の業務実施内容を「居宅生活安定化自立支援業務委託実績報告書」(第1号様式)により福祉事務所長に報告するものとする。

9 その他

支援の実施に関し、この要領に定めのない事項については、検討会で協議し、決定するものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。